

第30回豊島廃棄物処理協議会

平成25年2月3日(日) 13:00～15:00

場所 マリンパレスさぬき 瀬戸A

I 出席協議会員(16名)

①学識経験者

(会長)岡市友利、(会長代理)植田和弘

②申請人らの代表者

大川真郎、○石田正也、中地重晴、山本彰治、植松武義(濱中幸三代理)、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、工代祐司、羽白淳、○和田光弘、大森利春、木村士郎、豊島正人

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約20名

②公害等調整委員会審査官 矢崎豊

③報道関係 8社(朝日新聞、四国新聞、瀬戸内海放送、NHK、西日本放送、共同通信、山陽新聞、読売新聞)

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・濱中協議会員の代理で、植松氏の出席
- ・植田会長代理が遅れて出席
- ・公害等調整委員会から矢崎審査官の出席

岡市会長挨拶(要旨)

- ・豊島廃棄物処理事業については、共創の理念で、調停条項に従って、この協議会を開催してきた。平成15年9月に本格的な処理が始まり、9年4カ月の間に574,000トン余りが処理されている。処理協議会でよく議論しながら、1日でも早く処分地が元の状態に戻ることを願っている。
- ・昨年10月14日に開催した処理協議会では、直下汚染土壌の処理方法に、水洗浄処理に加え、セメント原料化を追加することについて、協議合意書を交わした。今年に入って1月28日の県議会の臨時議会で、県から、汚染土壌の処理について、セメント原料化方式により、福岡県にある三菱マテリアル株式会社九州工場に委託して処理することが公表された。県では、これまで何度も福岡県まで足を運び、処理事業者や地元の状況について情報収集を十分行ってきたとのことだ。大津市での水洗浄処理の経緯を踏まえ、今回はぜひ、セメント化による汚染土壌の処理を進めていきたいと思っている。特に、

県には、確実に進められるように、福岡県当局その他に対し、いろいろ話をしていると聞いているが、なお、より一層の努力をお願いしたい。

- ・協議会の皆様方におかれては、率直な意見交換をし、相互の理解を一層深めていきたい。幾つかの件は、3月の豊島廃棄物等管理委員会の議に付すこともあるかと思うが、そこへ向かって、一步前へ進めるような議論をしていただきたいと思います。

議題

(1) 協議会の運営について

- ・議事録署名人に、石田協議会員、和田協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況等について

① 豊島廃棄物等処理事業の実施状況

○ 県側

- ・廃棄物等の処理実績は、平成24年12月末までの累計で、年間の中間処理の処理実績が573,626トン、岩石等特殊前処理が1,284トンであり、中間処理の処理量合計が574,911トンとなっている。全体処理計画に占める溶融炉の処理量は93.8%、キルン炉は99.1%となっており、これまでの処理計画量に占める処理量合計の割合は94.1%。廃棄物84万トン余の全体量に占める処理量の割合が68.4%となった。直下汚染土壌については、まだ処理ができていない。廃棄物等と直下汚染土壌を合わせた処理量の合計は、574,911トンで、処理計画量に対する割合は94.1%、直下汚染土壌を含め、全体量938,000トンに占める処理率は61.3%である。
- ・今年度の4月から12月までの中間処理の実績は、57,607トンが処理できており、岩石等特殊前処理162トンを加え、今年度12月末までで57,770トンの処理ができています。計画量に占める溶融炉の処理量は99.8%、キルン炉は137.3%、合計で計画量に対して102.1%で、計画を上回る処理ができています。
- ・なお、直島の中間処理施設は、1月1日から定期点検に入っており、修繕を行った後、1号炉は1月24日から、キルン炉は1月25日から処理を再開している。2号炉は、大規模改修があったので、明日立ち上げる予定にしている。1号炉については、順調に処理ができています。
- ・副成物の有効利用量の今年度の実績は、鉄、銅については、順調に販売ができています。アルミは販売ができていないが、現在、直島の中間処理施設でアルミの再選別装置の設置を検討しており、今年度中には設置が完了するので、来年度からは稼働させて、販売につなげたいと考えています。溶融スラグについては、公共工事のコンクリート骨材として順調に販売ができています。
- ・見学者数については、今年度4月から12月の小計で豊島側が1,510名、直島側が1,729名で、合計3,239名の見学者に来ていただいている。累計すると、これまでに65,000人余の見学者に来ていただいている。なお、今年度の実績について

は、前年と比べ、豊島側で34名ほど増加、直島側も246名ほど増加で、合計で、昨年度の見学者数を280名ほど上回った。

②豊島処分地の掘削状況

○県側

- ・前回の処理協議会以降、北海岸のB・C・D・E－1・2・3測線辺りの部分を搬出道路設置のために掘削している。さらには、南側E・F－4・5測線の地点もTP7mまで掘削をした。合わせて、G・H－3・4測線の辺りもTP5mまで掘削をした。H測線東側の直下土壌の現れた部分は、現在、貯留トレンチを施工中である。
- ・今後は、B・E－2測線の辺りに新設の搬出道路を設置するとともに、地下水調査で汚染が確認されているC－3地点付近も掘削を開始するため、TP10から7.5mの辺りに落としていきたい。C－4地点辺りもTP7mから直下土壌までの掘削を今年度中に実施したい。さらに、H測線東側の貯留トレンチの完成のめどが立ったことから、北トレンチ周辺、F・G・H－2測線辺りの掘削を開始し、均質化物作成に必要なシュレッターダスト主体の廃棄物を確保したい。貯留トレンチは2月末までには完成するので、完成後直ちに、北トレンチにある貯留水を、H測線東側の貯留トレンチに移送し、北トレンチを廃止して、その周辺のシュレッターダストのTP7.5mまでの掘削を今年度中に進めていきたい。

○住民側

- ・H・I測線のところの貯留トレンチは、いつごろ完成して、実際に水を移送するのはいつか。

○県側

- ・今現在、掘削作業、掘削成形作業が進んでおり、今後、遮水シートを設置することを考えており、その遮水シートが完成するのが、2月末を予定しているので、2月中にはこのトレンチを完成させ、完成後、直ちにトレンチに水を移送したい。

(3) 汚染土壌の処理について

○県側

- ・汚染土壌の処理については、昨年10月にセメント原料化方式の追加に同意いただき、県では、国に対して実施計画の変更を年末に申請し、先月25日に環境大臣の同意を得て、翌週28日に県議会の臨時議会が開かれ、汚染土壌の処理について承認いただいた。
- ・まず、処理方法は、三菱マテリアル株式会社九州工場に委託し、セメント原料化方式により処理を行うこととしており、委託期間は平成28年度末とする。次に海上輸送方法は、大阪市にある株式会社辰巳商会に委託し、豊島棧橋から福岡県苅田町の三菱マテリアル株式会社九州工場まで、海上輸送を行う。現在、積替え施設に、フレコンに詰めて土壌を保管しているが、こちらに仮囲いを設置し、積替え施設を改修するとともに、今後、搬出にあたっては、トラックスケールで計量した上で、豊島棧橋の先に積込みヤードを設置して、輸送船のクレーンで、荷揚げすることとしている。
- ・搬出ルートは、豊島から、南に下がって、備讃瀬戸東航路を通して九州の三菱マテリア

ル九州工場まで運搬することになっている。苅田町の港は、三菱マテリアルの専用岸壁であり、公道等は通らない。使用船舶は199トン級のクレーン付き貨物船、700トン積み、若干余裕を見て、1回当たり650トン程度を積載して実施したいと考えている。輸送船への荷積みは、輸送船のクレーンにより行なうが、廃棄物運搬船「太陽」の航行がない土日に行いたい。平成25年度以降新たに発生する汚染土壌については、今後、栈橋にベルトコンベアを設置し、荷積みすることを検討している。

- ・その他、今回の荷積みに関して、栈橋の簡易改修を行う。具体的には、栈橋の先にある照明灯の移設、係船柱の設置、緩衝材、これは古タイヤ等を考えているが、緩衝材を接岸する部分に設置したい。平成25年度以降はベルトコンベアで荷積みするが、その時点では、ドルフィンの設置、栈橋の補強等、栈橋の本格改修を実施したい。
- ・処理の年度計画は平成24年度は650トン想定している。3月23、24日で積み込み、16、17時間かけて、苅田町まで運ぶため、到着は翌月曜日になる予定である。天候が許せば、3月30、31日にも、荷積みして、苅田町へ海上輸送するが、実際の処理は4月1日以降なので、今年度は650トンとなる。次年度は引き続き、処分地内にある約5,500トンの土壌について、連続して4月、5月と運搬を続けていきたい。以降、平成25年度は、11,000トン余、26・27年度は、25,000トン余、28年度は7,000トンを計画しており、合計で7万トンの処理を実施したいと考えている。

○住民側

- ・前回の処理協議会において、大津市での教訓を踏まえて、次の入札方法についていろいろと意見を申し上げた。いわゆる一般競争入札だと、優秀な事業者を選択することができない。指名競争入札で、県があらかじめこの業者ならということを選定した上での入札でお願いしたいと申し上げた。できるならば、随意契約でできないかとも申し上げた。その時に「無理だ」というような返事があった。今回、汚染土壌と、海上輸送ともに、随意契約になっている。処理は650トンと少量で出している。全部で7万トンだと、県の条例に引っ掛かるので、こういう数字を出して随意契約を結んだと思う。これからずっと、小分けして随意契約でやられるのか。もし、そういうことになると、国の補助事業でやっている関係上、自社の岸壁を持って、公共の道路を使用しなくても処理できるセメント業者は沢山あると思う。そこからクレームが付く恐れがあるのではないかなという気もするので、そこを説明してほしい。
- ・もう一つ、大津市においても、業者と委託の契約を結んだ後で、反対運動が起こった。大津市での教訓を踏まえて、自治体への綿密な説明とか、いろいろなことをされたということも、新聞報道、テレビ等で見ているが、この機会を外すと、もう処理が不可能になることは明らかなので、どうしても成功させるためには、綿密な上に綿密を重ねて、絶対に失敗のないようにやってもらわないと困る。報道でも細心の配慮をしていることを聞いているが、大津市でも契約を結んだ後で大きな問題が起こったので、そうならないように、ここで状況を説明いただきたい。

○県側

- ・随意契約については、前回の処理協議会で、ご意見をいただき、我々も大津市でのよう

なことがあってはならないということで、十分に検討を重ねてきた。今回、単独随意契約することとしているが、契約期間は最後まで契約にしている。今回650トン进行处理するという契約ではなく、量は増減するかもしれないが、全量約7万トン进行处理する契約である。随意契約するために小分けしたのではなく、全体を随意契約とした。

- 随意契約した理由は、まず、処理については、豊島処分地から海上輸送をしなければならぬため、喫水の浅い船ではないと駄目だという条件がある。このため、海上輸送の安全性の確保の観点から、管理委員会でも、その輸送先は瀬戸内海沿岸に限られることとしている。瀬戸内海沿岸で、セメント原料化処理ができる土壤汚染対策法上の許可を持っているのが、福岡県に3社あるが、三菱マテリアルとその他2社である。一方で、豊島の汚染土壤は、海に近いことから、非常に全アルカリ量が高い。JIS規格では、セメント中のアルカリがひび割れや膨張を起こすので、パーセントが決められている。通常であれば、セメント会社は2%程度まででないといけないが、豊島の汚染土壤は5%を超えている。この場合、セメント工場、いかに多くの土壤と合わせて全アルカリ量を下げて処理するかに関わってくるので、セメント工場の製造能力が非常に重要になる。そういった意味で、福岡県の3社を比べると、三菱マテリアルについては、日本最大の処理能力を有しており、年間670万トン程度のクリンカ製造能力があるので、他の土壤と合わせて処理することで、技術的に処理が可能だということである。他の2社については、製造能力から処理は困難であると考えられる。実際に、他の2社にも打診したが、処理が困難ということであった。県としては、豊島の汚染土壤を安定的に、確実に処理できるのは、技術的に三菱マテリアル1社だけということがあり、三菱マテリアルと随意契約することとした。
- 続いて、海上輸送については、豊島の栈橋の関係から喫水が浅い船が必要になってくる。辰巳商会が有している、栈橋で着岸試験をした船であるが、この船は199トン級の中でも小型で喫水が浅い。その船と辰巳商会が専属の契約をしているということ。また辰巳商会が、実際に三菱マテリアル九州工場や、直島にも運航しており、海域を熟知していること。そういうことがあり、辰巳商会であれば、間違いなくできるということで、随意契約することとした。650トンで随意契約ということではなく、7万トン全部輸送するが、こういう理由でこの1社しかないということで、随意契約することとしたものである。
- 次に、反対運動が天津市のようにならないかということだが、我々は天津の教訓を生かして、これまでも、天津を断念した5月以降、6月から福岡県庁、地元の苅田町等にも何度も足を運び、まずは、処理に対する何らかの制限があるかどうか、あるいは、処理が確実にできるかどうかというのを、確認をしている。福岡県では、豊島事業が非常に全国的な課題になっている、香川県や豊島の皆さんが苦しんでいるという状況から、何としても協力しなければならないと思っていただいている。ただ、許可権者であることから、「きちんと適正にするように」という話もあった。また、地元の苅田町も「三菱マテリアルで、許可の範囲内できちんと処理されることは、理解している」とのことである。福岡県、苅田町ともに、住民の理解を得るようにという話もあったが、それについては、三菱マテリアルと我々で住民の理解が得られるよう進めていきたい。

○住民側

- ・いろいろときめ細かく説明したり、最善の方法を尽くしているということだが、ともかく、より慎重にしてほしい。これを逃したら、おそらく処理が不可能ということになるので、念には念を入れて、是が非でも成功させるようお願いしたい。
- ・随意契約の話だが、県の条例に引っ掛かるのではないか。7万トン全体の契約となれば大きなお金がかかる。これは、県の条例の制限を超えるものではないか。だから、私が言ったのは、650トンで小割りしたら、条例に引っ掛からないということで、小割りしたのではないのか。

○県側

- ・条例等も問題はない。まず、三菱マテリアルの処理は、WTOの調達になるので、政令に、随意契約できる場合が規定されており、1社しか技術的にできない場合に該当するので随意契約できる。

○住民側

- ・処理年度計画では、土壌7万トンを対象にしているが、処理より輸送能力が問題になると思うが、最大輸送能力はどの程度か。処理能力は、670万トンぐらいの能力を三菱マテリアルは持っていると言ったが、最大で13万～14万トンぐらいまでいけるのか。土壌が7万トンより多くなっても、三菱マテリアルの処理能力は問題はないと思うので、結局、輸送能力が問題になるのではないか。1回の航海で650トンで、最大50回ぐらいしか行けない計画だと、最大13～14万トン程度か。

○県側

- ・現在H測線東側で出ている汚染土壌の量も、7万トンのベースになった公調委の調査結果を基に算出した数字では、約5,900トンだが、実際は4,600トンだったので、それよりは少ないという状況である。今のところ、県としては7万トンということで予定はしているが、できるだけ、平成26、27年度あたりでピークを持ってきて、28年度は若干余裕を持った形で処理したいと思っている。

○住民側

- ・全体量が大きくなった場合に、どの辺までの能力があるのか。

○県側

- ・基本的に、豊島の土壌は全アルカリ量が非常に高いので、三菱マテリアルでの受け入れには制限がある。今のところ、1か月最大で4,500トン程度しか、豊島の土壌の受け入れはできない。JISのセメントの基準がアルカリ分が0.75%で、豊島は5%あるので、他のもので薄めても、どうしても制限がある。今、三菱マテリアルには仮置き土も持っていつているので、土壌にも制限がかかってくる。

○住民側

- ・三菱マテリアルの受入量が1か月4,500トンであれば、それでも、7万トンよりは多いということか。

○県側

- ・12か月で54,000トン程度の年間受け入れは可能である。その内、仮置き土が5,000トン程度なので、49,000トン程度は、年間で受け入れが可能だということ

だ。海上輸送の話は、年間52週あるが、毎週行けるとは考えていないので、40週で26,000トン程度運べると考えている。土日のみの輸送で計算しているが、1月の定期修繕期間中は海上輸送できるので、それもフルに活用したいと考えている。

○住民側

・辰巳商会の船は、仮置き土も運搬している船か。

○県側

・違う。現在、スラグを直島から小豆島スラグステーションに輸送している船だ。

○住民側

・単純なことだが、上の廃棄物はきれいに除くのか。廃棄物を除かないことには、直下土壌は取れない。

○県側

・間違いなく、直下土壌の上の廃棄物は除く。公害等調整委員会の調査結果で、だいたい真ん中から、東にかけてが重金属等で汚染されている地区で、西のほうがVOCの汚染の可能性が高い。今回、セメント原料化処理するのは、重金属に汚染された土壌であり、東から、重金属での汚染が想定される部分の廃棄物を全部撤去して、直下土壌の処理を進めていきたい。

(4) 汚染土壌の処理に関するマニュアルについて

① 汚染土壌のセメント原料化処理マニュアル

○県側

・これから説明する3つのマニュアル案については、昨日の豊島処分地排水・地下水等対策検討会のほうで、案を作成していただいたものである。いずれも廃棄物直下の汚染土壌の掘削、運搬、輸送、処理のうち、鉛とその化合物、また、砒素とその化合物で汚染された土壌、ならびに覆土について、セメント原料化処理するために必要不可欠なものである。

・汚染土壌のセメント原料化処理マニュアルについては、セメント原料化処理の実施方法、ならびに、セメント原料化処理業務の委託に関する基準を定めたものである。対象土壌は、先ほど申し上げたとおりであるが、さらに、確認検査の結果、水銀が土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準、または含有量基準を超過したものについては委託処理の対象としない。これは、それ以外のマニュアルについても同様である。このマニュアルは、汚染土壌対策事業のうち、輸送船で海上輸送された委託処理対象土壌を荷下ろし施設で荷受けし、法に基づく処理業の許可証に記載されたセメント製造施設へ搬入し、セメント原料化方式により処理するまでが適用範囲内になる。業務の委託の内容は、土壌汚染対策法の許可を受けた処理業者の許可証に記載された施設で処理する。その処理にあたっては、セメント原料化処理業務委託に係る基準に適合することとしており、この委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成して、県に提出するとともに、県はその内容を関係者、管理委員会、住民会議等に周知する。業務委託に係る基準であるが、セメント原料化施設は、輸送時の安全確保の点から瀬戸内海沿岸に所在し、専用岸壁を有する施設とする。能力については、搬入された日から60日以内に処理を終了することができ

る能力を有すること。また、保管設備は、搬入される全ての委託対象土壌を保管できる屋根のある保管設備を有することとしている。処理方法、安全・環境対策については、許可施設であり、許可基準にのっとり対応をする。荷下ろし施設は、専用岸壁とし、土壌を輸送した船舶が接岸でき、陸上のクレーンを使用して荷下ろしが可能であること。荷下ろしは、そのクレーンを使用して、処理の受託事業者が行うこととしている。安全対策では、海域等にその土壌を落下させ、底質汚染を発生させないような措置を講ずることとしている。また、実施計画、管理票の作成、安全管理体制の整備、関連法令及び条例の遵守を、それぞれ基準に記載している。情報の公開については、他のマニュアルについてもほぼ同様の規定を設けているが、いずれも情報公開に努めること、また、実地調査を必要がある場合は認めること、さらに、処理業務受託者については、住民会議の実地調査を認めることとしている。

②汚染土壌の海上輸送マニュアル

○県側

- ・汚染土壌の海上輸送マニュアルについては、海上輸送の実施方法、ならびに海上輸送業務の委託に係る基準等を定めたものである。海上輸送業務は内航海運業法第3条第1項の登録を有するものに委託して実施する。輸送船や業務内容等に関する基準は本マニュアルで定めるとしている。そのマニュアルの適用範囲は、豊島栈橋上で本船に荷揚げし、荷下ろし施設まで海上輸送した後、荷下ろし施設の岸壁の輸送船上で処理業務受託者に引き渡すまでが範囲となる。よって、荷下ろし施設の岸壁での荷下ろし作業は、処理業務受託者が行うことになる。離接岸及び積込み作業については、運搬船「太陽」に支障のない日時、原則として土日、及び直島の間接処理施設の定期修繕期間中とするということの規定している。航行安全対策については、安全管理基準として、海上輸送の安全管理体制を確保するため、県において、直島環境センターに運航管理者との連絡・調整を担当する者を置くこととする。また、栈橋への離着岸中止基準、運用接岸速度については、原則として廃棄物運搬船「太陽」の基準をそのまま適用しているが、一部、離着岸中止基準として、風速10m以上については、離着岸を中止する。「太陽」は13mであり、3mほど厳しい基準を設けている。これは、今回、栈橋の南側に着けてクレーンで作業を行うということであり、「太陽」のように、ドルフィンに接岸するわけではないので、現時点では10mだが、ドルフィン等を設置し、栈橋を改修した後、再度状況を見て13mに戻すこともある。そのほか、波高が0.8m以上、視程は1,000m以下、運用接岸速度は10cm/s以下ということで対応したい。以下、管理票、情報の公開、実地調査、是正措置は、それぞれ他のマニュアルと同様の規定を設けている。海上輸送業務委託に係る基準については、輸送船は、総トン数199トン級ガット船、700トン程度の積載量を有するものとする。運航を行うにあたっては、ハッチカバー及び荷役を行うためのクレーンを有するものとする。輸送船の船倉洗浄汚水は専用タンクに貯留して、県と協議の上適正に処理することを規定している。また、航行計画を含む海上輸送業務運航計画書を定めて提出させ、関係者に周知することになる。豊島栈橋での作業手順については、現時点では、輸送船のクレーンにより行うが、平成25年度以

降の発生分は、ベルトコンベアを設置し、バラ積みで行い、原則として日中に作業を行うこととしている。海上輸送航路については、備讃瀬戸東航路、俗に言う国際航路を使用することになる。荷下ろし施設での手順は、処理業務受託者が、陸上のクレーンを用いて、原則として日中に行う。以下、管理票、安全管理体制、法令の遵守等は同様である。

③汚染土壌の積替え・搬出等マニュアル

○県側

・汚染土壌の積替え・搬出等マニュアルについては、1月13日の豊島処分地排水・地下水等対策検討会の中で一度議論をしていただき、その後、昨日の検討会で、水銀の確認検査を行うことを追加することでご承認いただいた。このマニュアルは、セメント原料化処理を行うため、保管場所から搬出し、輸送船に積み込むまでの技術的要件を定めたものである。現在、平成24年度までの発生分の委託処理対象土壌は、フレコンに充填して、積替え施設または処分地内に保管している。それを輸送船に積み込むまでの手順になるが、重金属が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定める水底土砂の判定基準を超えた土壌については、本マニュアルの対象とせず、ベルトコンベア等の施設整備を行った後に搬出することになる。マニュアルの範囲は、積替え施設、または処分地内に保管している委託処理対象土壌を輸送船に積み込むまでが対象になる。フレコンの解体及び輸送船までの運搬は、まず、積替え施設内に保管しているフレコン約1,700袋あるが、これを解体し、委託処理対象土壌を、飛散しないように慎重に集積して、遮水シート等で覆い、輸送船が栈橋に接岸されるまで一時保管する。接岸後、バックホウ等で運搬車両に積み込み、タイヤを洗浄した後、トラックスケールで計量し、その後、積込みヤードまで運搬して、飛散しないように、慎重に積込みヤード内へ荷下ろしを行う。輸送船への積み込みについては、輸送船のクレーンで行う。荷役作業開始前には荷役設備の点検を行い、必要な場合には整備等を行う。こうした積替え施設内での保管分の搬出が進み、保管スペースが確保でき次第、処分地内に保管されたフレコンを、廃棄物等の掘削の支障になっているものから順にダンプトラック等で搬入し、これまでの作業を繰り返し行う。原則、強風時や雨天時の作業は行わず、当面は、風速が8mを超えた場合は、全ての作業を中止することを考えている。作業中に降雨があった場合には、直ちに委託処理対象土壌を遮水シートで覆い、天候が回復するまで作業を中断することとしている。フレコン等を破損させないように慎重に作業を行い、また、積替え施設、積込みヤードでは、飛散・流出防止対策を施して、海上への落下防止対策も施す。積替え施設での飛散・流出防止対策としては、積替え施設周囲に高さ約3mの仮囲いを設置する。集積したフレコン解体後の土壌については、遮水シートで覆い、その流出防止を行い、また、シートのめくれ防止対策も実施することとしている。積替え施設の出入り口には洗浄設備を設け、搬出車両及び作業員の足回りの洗浄を行い、また、積替え施設から水が出た場合は、排水先は沈砂池1を考えている。積替え施設前の側溝から西海岸道路沿いの暗渠を経由して、沈砂池1に導水することとしている。次に、栈橋上での飛散・流出防止対策、海上への落下防止対策では、まず、積込みヤードとして、遮水シートを敷設した上に、10m×10mの鉄板及び荷役に適するサイズの流出防止枠を設置

し、左右に高さ約2mの防塵シートを設置する。積込みヤードと運搬船との間には、土壌落下防止のために遮水シートを設置する。遮水シートは、土壌落下時の衝撃で破損しないような素材として、必要な場合は、桁材等で補強することを考えている。また、積込みヤードの出入り口付近には、荷下ろし時に運搬車両が敷鉄板上の土壌と接しないように、荷下ろし用のスロープを設置し、作業終了後は直ちに棧橋の清掃を行う。覆土の取り扱い、第4工区に保管されていた、第3工区の覆土については約900トンだが、同様に、委託処理対象土壌として搬出する。確認検査は、水銀及びその化合物の汚染状況の確認検査を行う。これは、セメント原料化処理方式による汚染土壌処理業者においては、水銀による汚染土壌が許可対象外となっていることから、サンプリング等によって水銀の確認検査を行い、基準を超過したものについては、直島の中間処理施設で焼却・熔融処理を行う。以下、管理票の交付、情報の公開も実施していきたい。

○住民側

・契約の日は、もう決まっているのか。まだ、これから検討するのか。

○県側

・まだこれからである。

○住民側

・環境大臣の同意を得られたというが、変更した計画書は住民側に示されたか。

○県側

・ホームページにアップしているので、皆様もご覧になれる。

○岡市会長

・今ある4,600トンはフレコンだが、以降は積替え施設にバラで保管することになる。もちろん、その上へ遮水シートを張ったり、周りに囲いをして、安全性を十分確認しつつ、作業を進めていただきたいと思う。

○住民側

・平成25年度以降は、積替え施設に屋根を付け、囲いもするのだろう。

○県側

・今のところ、屋根を付けて、保管できるような形でできないか検討している。

○住民側

・今はフレコンに入れ、その上、UVカットのシートをかけて応急対応をしているが、これからの分については、屋根を付けて、周りを囲って、きちんとその中へダンプトラックで持ってきて移すのだろう。掘削現場から、持ってきて移すわけだから、保管がきちんとできるような形にしてほしい。

○県側

・土壌汚染のガイドラインで、屋根が付いて、3方向囲いができる施設で保管することになっているが、今、具体的な材質、性状がどこまでのものでいけるか、簡易なもの、テントみたいなものがあるのか、あるいは、壁だったらどこまでするのか、現地の風の状況などを踏まえながら、検討を進めている。

○住民側

・風が8m以上になったり、雨が降ってきたら、当然中止して、シートをかける。今回の

分に関してはそういうことだが、今後、平成25年度以降については、カバー付きのベルトコンベアを検討されていると思うが、しっかりとした計画をつくって提示してほしい。

○県側

- ・今現在、積替え施設から栈橋まで、積み込みのベルトコンベアを検討している。当然、ベルトコンベアでも雨のかからないような形のものがあるので、風や雨の影響も踏まえて、相談させてもらう。

○住民側

- ・風は、どこで測るのか。

○県側

- ・今は栈橋のところに風速計がある。

○岡市会長

- ・ベルトコンベアの計画は、まだこれからか。

○県側

- ・まだ、具体的な計画はできていない。昨日も排水・地下水等対策検討会の中杉座長から、早く平成25年度以降分のマニュアルを示せと言われたので、早急に作っていきたい。

○岡市会長

- ・今のマニュアルは、平成24年度発生分のマニュアルとご理解いただきたい。

○住民側

- ・平成25年度以降、積替え施設の汚染土壌の飛散を、どうモニタリングをして、汚染がないを確認するのか。考えてもらわないといけない。漏れてこぼれたという話が出てくると、また風評被害とか、別途、嫌なことも懸念しなければいけないと思うので、検討をお願いします。

(5) 排水基準・環境基準について

○県側

- ・排水基準・環境基準については、皆さまもご存じのとおりと思うが、おさらいの意味で、それぞれについて簡単にご説明させていただきたいと思う。まず、環境基準とは、環境基本法第16条に規定されているが、大気、騒音、水質、土壌について、どの程度に保つことを目標に施策を実施しているかというものであり、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされている。環境基準が守られないからといって、すぐに人の健康などに被害が出るといった最低限度の基準を意味するものではない。また、現在汚染されていない地域においては、少なくとも現状より悪化することがないように維持していくための目標となるものと言われている。環境基準は、常に新しい科学的根拠に基づいて適宜見直しが行われており、新たな項目の追加、一方で、安全性が認められた場合には基準値を緩める等、適切な基準となるように随時改正されているものである。有害物質に係る基準値は、基本的には動物実験等で個体差、リスクも考慮して安全量を求めているが、人の基準は、そこからさらに安全であるように定められていると規定されているものである。例えば、環境基準の中でも、水質に関し

たとえば、基本的には、体重50kgの人が2ℓを毎日飲み続けても安全なレベルで定められているし、鉛に関しては、乳幼児期に特に影響を受けやすいので、体重5kgの幼児が750mlを毎日飲み続けても安全なレベルに定められている。土壤についても同様に、含有量基準について、土壤を6歳以下の子どもが毎日200mg、それ以降は、70歳まで毎日100mg摂取し続けても安全なレベルということで規定されている。この環境基準を達成するためには、個々の排出源に対する規制というものが講じられており、その中で、排水基準というのは、水質汚濁防止法の規定に基づいて定められているが、その環境基準を達成することを目的に、環境基準の10倍濃いレベルで定められているものである。10倍というのは、排出された水が、河川や海水等の公共用水域では、通常少なくとも10倍程度には薄められるという前提で定められているということで、排水基準を満たすことで、公共用水域の環境基準を満足していくものと言われている。鉛で言うと、0.01mg/ℓの環境基準が排水基準は10倍。砒素も同様に10倍と規定されている。H測線東側汚染土壤溶出量の濃度分布だが、例えば、0.011mg/ℓから0.020mg/ℓだと、鉛が、東側土壤では26区画で基準がこの範囲にあった。砒素については、27の区画でこの範囲にあった。0.1mg/ℓという排水基準までの範囲の中にほとんどが入っており、1区画だけ、鉛が0.11mg/ℓを超えて0.12mg/ℓ以下のところにあるということで、基本的には、非常に汚染度が低い土壤であったということが、この図からも表れているのではないかと考えている。ちなみに平均値で言うと、このグラフの中の数値を平均したものを表しているが、鉛が0.028mg/ℓ、砒素が0.015mg/ℓである。第2溶出量基準は0.3mg/ℓと規定されているが、そこまでいくものは一つもないというのが、このグラフの結果である。

○住民側

- ・初歩的なことだが、2ページの表の環境基準と排水基準は、水質の環境基準の中の健康項目ということだ。環境基準でも大気と土壤では違うし、何を説明されたいのかよく分からないが、水質でも、一般項目とか、生活環境項目というものもあるのだから、海域とか、湖沼とか、その辺はきちんと説明してもらわないと、これだけを守ればいいという話ではないと思う。

○岡市会長

- ・海でもA、B、C類型という基準がある。

○県側

- ・その辺については、表記が不十分であったと思うが、ここで申し上げたのは、処分地の地下水とか、処分地の水を判断したときに、こういう基準が適用されるという意味である。

○岡市会長

- ・今、話があった生活環境基準とか、そういうものとは関係なしに、処分地の状況を考えて、そこでの排水基準と環境基準の問題ということでここに出ている。

○住民側

- ・排水基準には、別に鉄とかもあるのだから、示すのであれば、きちんとした表を示して説明されるのが前提だと思うし、何を今日この場で議論したいのかが分からない。

○県側

- ・現在、地下水の基本方針の策定、あるいは、直下土壌の完了判定基準について、管理委員会や処分地排水・地下水等対策検討会で議論をいただいているという状況の中で、言葉として、環境基準、排水基準というのが出てくるので、この機会に、この環境基準とは具体的にどうか、排水基準とはどういうものかという考えを示した。

○住民側

- ・だから、ちゃんと示しなさいと言っているのだ。

○県側

- ・資料としてその部分が記載されていなかったことについては、足らなかったと思う。

○住民側

- ・例えば、カドミウムが0.003mg/lで、去年の6月か7月に変わったと思うので、今まで豊島の中で環境計測したものを全部見直すとか、モニタリングについては、定量下限値を引き下げて測定するというのをここで説明されるのなら、まだ分かるが、趣旨が全然分からない。

○岡市会長

- ・実際、環境基準、排水基準をどういうふうに取り扱うという決定は、3月の管理委員会のほうで議論して決めるという話になっている。昨日の排水・地下水等対策検討委員会でも、議論はしたが、決定はしていない。決定そのものは全部管理委員会の問題である。ここでは、環境基準と排水基準を並べて、こういう話があるんだという説明だと私は聞いている。

○住民側

- ・このペーパーを出した意図は推測できるが、唐突だと思う。検討会に出ている方は分かると思うが、今日初めてこのペーパーを見た人は、何で突然、環境基準と排水基準の説明が出てくるのかということになる。おそらく県側としては、近く開かれる管理委員会で、その中身がはっきり分かる、そのための事前の心構え、予備知識として、住民側に分かってもらいたいという趣旨で出されたと思うが、これは、本格的には、ここで議論をしないといけないと思う。これまでの検討会の議論結果を踏まえ、これからもう一度出すであろう議題に向かって、ここで議論をしたいと思う。県の言いたいのは、海面以下の地下水を環境基準まで浄化するというこれまでの方針を変え、排水基準に変えたいと、この一点に尽きるのだと思うが、この点について、議論すべきだと思う。
- ・昨日の検討会の冒頭、住民側から、今回の件が、あるいは、委員会で議論されている内容が、調停条項との関係で大きく問題になるんだということを使ったと思う。まず、私たちとしては、その点、県との共通認識になるかどうかというのが、調停条項との関係で、今日確認しておきたいというのが一つある。なぜかと言うと、今回、委員会で出されているのは、豊島から汚染土壌を搬出する際の基準を一部変更するという問題と、地下水の浄化基準を従前のものから全て変えて、環境基準から排水基準に変えるという、ある面言えば、私たちが引き渡しを受けるときに、非常に大きく前提条件が変わってくる内容になっている。調停条項で言うと、調停条項3条1項というのは、技術検討委員会の検討結果に従って、廃棄物及びこれに関する汚染土壌を豊島から搬出して、処分

地内の地下水等を浄化するというのが、まず基本である。そして、われわれが引き渡しを受けるときには、9条3項で、技術検討委員会の検討結果に従って、専門家により、本件廃棄物等の撤去及び地下水浄化が完了したことの確認を受けることになっている。私たちは公害調停のときには、「技術検討委員会の結果に従い」という文言を中に入れて、汚染土壌の搬出と地下水の浄化と引き渡しは、全て技術検討委員会の結果に従って専門家の確認という形で、私たちは調停条項をつくり上げていったと理解している。従って、その中の技術検討委員会の結果というのは、いろいろ中身はあるが、非常に重大な意味を持っており、特に搬出の問題と、浄化と引き渡しというのは、最大限重要なポイントだろうと思っている。そこのところが今回変わっていくんだということは、やはり調停条項に関係すると認識している。これを別に、今までもいろいろと合意してきたので、単純に守れという発想には立たないが、この調停条項の問題に関わるかどうかということだけはきちんとしておきたいと思うので、まずそこから意見を述べたいと思う。

○岡市会長

- ・調停条項には、特に環境基準とか排水基準という言葉は使われていない。その取り扱いは、今、住民側が言われたように、技術検討委員会に任されている。ここで県が、排水基準と環境基準をここで皆さんとの討議の材料として出してきた。ここで決めるわけにはいかないし、排水・地下水等対策検討会でも、ここでは決めないと言っているわけだ。管理委員会の中で議論を進めるときに、豊島の人たちにも分かっていたくようにというつもりで出したと思うが。あまり忖度してもよくないので、この問題については、もう少し意見の交換をしていただいて、その後で。

○住民側

- ・公害調停の最終合意をする前に、技術検討委員会で、汚染のない状態というのは何かという話で、ゴールを決めたわけだ。それは汚染がない状態という、要するに、廃棄物を除いて、いわゆる原状回復をするということで、ゴールをどこにするのかという話で言うと、直下土壌については、土壌の環境基準をクリアしよう、地下水についても、地下水の環境基準をクリアするということで対策案を検討したということだ。それを私どもは一つの目安として、汚染のない状態、原状回復の姿というのは、環境基準をクリアすることを念頭に置いていることなので、それを変更するというのであれば、やはりきちんと議論しなければいけないということになると思う。
- ・こちら側ばかりの発言で恐縮だが、この話をもうちょっとだけ整理しておきたいのだが、調停条項に従って、我々は、今、この大事業をやっているわけだが、そのどこまでを到達点とするかというのは、はっきりしており、元の汚染されていない環境に戻すというのが到達点だ。元の汚染されていない状況とは何かというと、すでに技術検討委員会で決まっている。それが調停条項の中に盛り込まれている。近く開かれる管理委員会が決めることではない。管理委員会が提案をされることは結構だが、その提案を受けて決着を付けるのは、県と住民とのこの処理協議会だ。その処理協議会で議論をするときに、大前提として調停条項を変える話なんだということを、県側にも認識してもらわないと、これはうやむやになってしまう。県のほうにその認識はあるのか。
- ・平成9年8月から12年2月までかかって、技術検討委員会は第1次、第2次、第3次

と報告書を出した。それを受けて、われわれは豊島を元の姿に戻すことを確認して、調停条項に合意した。だから、合意したのだ。これを変えるということになったら、調停条項を変えることになるのだということは、当たり前ではないか。

○岡市会長

- ・それは、管理委員会でもまた議論してもらうが、基本原則としては、本調停条項に定める事業を実施するにあたっては、技術検討委員会の検討結果に従うという基本条項があるわけだ。これは、調停条項2条にそう書いてあるわけだ。だから、管理委員会がどう今の問題を取り扱うかということ、その責任は管理委員会に任されていると、私は認識している。

○住民側

- ・それは違う。
- ・技術検討委員会の検討結果というのはもう終わっていて、報告書が出ているわけだから、それをいかに管理して運用していくのかというのが、今の管理委員会で議論される話であって、技術検討委員会では、土壌の環境基準、あるいは、地下水の環境基準をクリアするところまで対策を取ろうというのが結論だから、それを変えてもらったら困るというのを、説明したのだが。

○岡市会長

- ・その点も含め、管理委員会で議論してもらおうと。

○住民側

- ・この点は、本日、公調委からも来ているので、見解をもらわないといけない事態になるかも分からないが、その回答を待つまでもなく、管理委員会が勝手に調停条項を変更できない。管理委員会というのは重要であり、これに従って、我々はやってきたし、そしてまた、その意見結果は重んじるが、これに従って調停条項が変わることはあり得ない。これは県と住民が合意しないとイケないことだ。そこをはっきりさせてほしい。

○岡市会長

- ・おそらく、調停条項を変えるという立場で、管理委員会が議論するとは思わない。これは、今までの三者の合意によって会議を進めるということも別にあるわけだ。だから、そういうことは、調停条項の中身を変えるという姿勢でいくのではなくて、多少拡張解釈することはあるだろうけれども、その解釈についても、これは、県と住民の側の合意の上での拡張解釈と私は考えている。この問題について、まだ議論があれば、今のうちにお互い手の内を出してもらったほうが、結構だろうと思う。

○住民側

- ・これまで水洗浄処理とか、いろいろな形で調停条項との整理が必要だという形で、合意をいろいろしてきた。今回も同じような問題だという認識なので、そこのところは、県は今どう思っているのか。昨日、検討会の冒頭で突然言ったので、統一見解が出ないのかもしれないが、ただ、そういうことは当然想定されるべきではないかと思うわけだ。だから、そこをどう思っているのか、まだ回答がない。

○県側

- ・私自身は、必ずしも今なされている議論に深く関わっているわけではないし、十分理解

できているとも思わないが、調停条項の作成には関与している立場なので、今日出た意見を踏まえて、管理委員会の位置付けとか、この条項をもう一回、私らは私らなりに、今日出た意見を踏まえて検討はしたいと思う。調停条項、それと管理委員会の、今ご検討していただいている方法、そういうものの位置付けは検討していきたいと思う。今日、私どものほうで、今の提案に対してこれ以上の回答をするのは控えさせていただきたいと思うので、会長よろしくお願ひしたい。

○住民側

- ・今、この管理委員会がどういう位置付けのものかということをおられたので、それも調停条項に入れているわけだ。いわゆる調停条項7項というものがある。ここでは、技術検討委員会の検討結果に従い、別に定めるところの関連分野の知見を有する専門家の指導助言の下に本件事業を実施するというので、あくまでも、技術検討委員会の検討結果に従いという縛りを掛けた上で、今の管理委員会があると位置付けているので、そのところもきちっと見ておきたい。従って、我々は、最終的にはきちんとした調停条項の整理がないと、前には進まないというのは、きちんとおききたいと思う。

○岡市会長

- ・現在の管理委員会は、技術検討委員会そのものであるという認識は、委員にはあると思っている。だいたい技術が出そろったから、それを統括して管理していくのが管理委員会であって、技術検討委員会がこれまで3次にわたって検討してきたことを無視して進むという、そういうことはないと考えている。

○住民側

- ・それであれば、別に環境基準まで水をきれいにできなくなった、技術的に不可能だから排水基準にしてくれというふうに、技術検討委員会というか、今の管理委員会が説明されるんだったら、内容は分かるわけだが。技術的には、環境基準まで水をクリアにすることはできる。そもそも水道水というのは、みんな水質基準の環境基準をクリアできるだけのところまで水処理して、皆さんに供給しているのだから、技術的には可能な話を、今から変えるというのは、ちゃんと説明がないと駄目だ。当然、私たちは、最終合意のときに、環境基準まできれいにしてもらって、それを元の豊島の処分地だということで、それで合意をしたわけだから、それを変えるのであれば、それなりの説明をしないと駄目だと、意見として述べているのだ。

○岡市会長

- ・今、住民側から出てきた問題は、県も聞いて、この次の管理委員会に、意見を出すようお願いしたいと思う。県からも、こういう意見が住民会議から出てきているので、技術検討委員会と管理委員会の立場をどう説明するのか。それから、環境基準の達成が可能なのか、不可能なのか、これを管理委員会で明確にする必要があるという気がする。私の経験を言うと、海は、CODと窒素とリンの基準を決めた。CODについては、A海域、B海域、C海域と決めていった。窒素とリンは、ほぼ環境基準を達成してきたけれども、CODについては、A海域の達成は60%いかないぐらい。A海域というのは、沖合だ。これは、海の特質性もある。例えば、プランクトンが有機物を生産する、われわれは内部生産と言うが、そういう別条件を、当時CODの基準を決めたときには、私

は環境省も十分組み込んでいなかったという気がする。だから、そういった意味では、環境基準は変わりうるものであるという認識は、私は持っているわけだ。というのは、B海域は、少し沖合だが、それも守られているのは、現在70%ぐらいだ。私は奇妙だと言って、あるとき香川県に話をしたことがあるのだが、屋島湾の入り口が、瀬戸の中で一番きれいにしなければいけないA海域になっている。私は、これはおかしいと言ったのだが、「これは環境省が決めたので、香川県は変えられない」と言う。そういう基準があるということは、私の経験から話をしておく。豊島のこととは関係ないが。

○住民側

- ・その不可抗力的な部分というか、自然科学的に不可能だ、現実とは違うという話であれば、それは、我々も理解しないことはないと思う。だから、私たちは、今、水質環境基準、土壌環境基準まで浄化することは、技術的に可能だと思っている。この部分で、技術的に根本的に不可能なのだという話であれば、不可能なことをやれというつもりはない。それから、環境基準については、会長がおっしゃるとおり、知見が蓄積していけば、時代によって変化しうるものだと思う。この調停上の基準の考え方の申し合わせの中にも、環境基準が変動した場合には、それに追従するということまで申し合わせに含まれているはずなので、その点も、実態に合うような形で調停の合意書ができているはずだと思うので、何の問題もないと思う。

○岡市会長

- ・ただ、今問題になっているのは、特に鉛と砒素だ。だから、この問題を技術的にどういうふうに解決していくかということがある。これは、前に管理委員会でも、私は話をしたのだが、鉛は溶けている部分よりも、つまり、今、ろ過している微粒子、それよりも一段低い0.1ミクロンのフィルターでろ過すれば、ほとんどが粒子の中へくっついていくと。水の問題ではないという議論をしたことがある。その辺の問題をどういうふうに技術検討委員会、現在の管理委員会が考えているかというふうに関心を持ったことは、実はある。科学的に、今の鉛と砒素をあれだけの環境基準に守らせるために、どういうふうな方策を立てるかということは、検討せざるを得ない。要するに、全部土を持って行って、それで今のような浄化をしていけば、私はいけるのではないかと思っているわけだ。だから、浄化することをサボれと言っているわけではない。浄化は、進めていく。その中で、どういう値が出てくるかを見ていきたい。これは、今の私個人の考えだ。管理委員会が、その点をどういうふうに捉えるかだと思う。だから、皆さんの出てきた意見を管理委員会に十分伝えるように、県からも伝えてもらうように、これは議長の立場としてお願いしたい。皆さんの意見を十分管理委員会に反映させる、反映という言葉はちょっとおかしいから、伝えていって、向こうがどういうふうに対応していくか。また、それに応じて協議会を開いていくことはあると思う。

○住民側

- ・会長が言ったことは分かるし、県側が、今日はこれぐらいにしたいと言ったのは、それでいいと思う。今日は、これ以上やらなくていいと思う。ただ、確認をしたいのは、これは調停条項の変更だということは、率直に認めてほしいということが一つ。それと、管理委員会というのは、決まったものを変えられる権限はない。だから、次の管理委員

会が決着の場所ではなくて、次の処理協議会が決着の場所だということを理解してほしい。そして、もう一つは、率直に、そういう私たちの言っている前提に立った上で、こういう理由でやっぱり変更してもらいたいんだという理由をきちんと説明することから始めてもらうほうが、よほどスムーズにいくかと思うので、どうぞよろしくお願ひしたい。

- ・我々が住民運動をした狙いというのは、子々孫々、子や孫のためにきれいな島を残してやる、そういう一点の願ひから運動して、こういう公害調停ができたということだ。だから、調停条項など、いろいろと専門的なものは、私たちは素人だから分からないが、そこをいじられて、少々のは我慢したらいいじゃないかということに関しては、何か割り切れない気持ちがある。根本のところは、先ほどから、住民側から何遍も出ていたが、元のきれいな姿に戻すのだ、その根本をいじられるということは許されないという、そんな思いを、私は一豊島住民として持っている。多分、豊島の住民はみんなそうだろうと思う。基準が甘いとか、何とかいうのではなくて、われわれが目指したものと違う方向にねじ曲げられてしまうという、運動の一番最初にあった、県が信用できないというところにまで、また戻ってしまうのではないだろうかと思う。この処理にあたって、共創の理念ということで、われわれが豊かな島を取り戻して、次の世代に渡すことを裏切らないように、よろしくお願ひしたいと思う。

○岡市会長

- ・今の意見も、議事録の中に残して、できるだけ早い段階で議事録の作成をお願ひしたい。それで、議事録の確認を終えた後、その議事録を管理委員会へ提出していく。そういう形で、管理委員会の委員の皆さん方の意見も集約したいし、住民側が言ったように、管理委員会は、技術検討委員会が決めたことは変えられないのかどうか、これについても、ここで決めるんだと言われたわけだ。ここは最高決議機関なのかどうか。私も引掛かるところは、はっきり言うところがある。問題は、住民側が言ったように、技術検討委員会と管理委員会との関係で、技術検討委員会が決めたものを管理委員会が触れないのかどうか、ここを、場合によっては、公害等調整委員会にも持ち上げなければいけないかもしれない。せつかくここまできて、汚染土壌のセメント原料化は粛々と進めてもらいたいと思っている。環境基準か、排水基準かということは別にして、少なくとも鉛と砒素を除くという方向で、汚染土壌のセメント原料化は今までの方針で進めていただきたい。その上で、今の問題を整理していきたい。議長というのはあまり意見を言うてはいけないのだろう。だから、私の個人の感想ということで、議事録に書かれる分には構わない、そういうつもりである。ここで、植田先生にご意見を伺う。

○植田会長代理

- ・私が会長代理の職に就いたのは、調停条項とか、そういうものは当然できた後なので、一番最初の精神がどういうものであったかということについて、ここでこういう議論が出るのが気になった。進行管理が私はとても大事だと思って、この仕事を引き受けたが、進行管理というのは、当然、両者の合意が一番の基礎にあって、その合意というのは信頼であるので、その信頼の基礎が揺らいでいるような議論になっているのが大変気になった。これは、早急に解決しないと、今後非常にまずい状態が出てしまうという気

した。技術的内容のことは、もっと後の話だと今思った。進め方がどうかということがはっきりしないといけないので、本来、ここでもうそこを確定してしまったほうが本当はいいのではないかと思うが、それが難しいということなら、その場を早急に作っておかないといけないのではないか。それに基づいて進めないと、会長代理としては、進めることができなくなると言わざるを得ない、そういう状況のように思う。たぶん、県側の言ったことはそういうことだったと、私は理解している。

○県側

- ・当然、今日出た問題については整理して、管理委員会の議論はどういう位置付けにするか。それで、この処理協議会で、調停条項との関係をどういう形で議論するのか、いろいろ整理すべき論点があるなど感じているので、今日場で私どもの明確な考え方をお示しするというのが、私どもの準備が整っていないので、今、会長代理からご指摘あった点を含めて検討させていただきたいと思う。それで、その検討に従って、それではどうするのかということも、もちろん考えて、提案させていただきたいと思う。

○植田会長代理

- ・それで結構か。

○岡市会長

- ・よろしいか。私はなあなあで進めるよりも、こういうふうに本音をお互いに出し合いながら、しかし、昔のこの廃棄物問題が起きたような事態ではなくて、お互いの信頼感を持った上の議論を、これからも進めていきたいと思う。私は、今まで、県と住民の人たちが協力して進めてきた廃棄物処理、これは大きな成果だと思っているわけだ。その成果の上で、お互いの信頼関係をさらに強くして、次の段階にしていきたいと思っている。先ほど言ったように、現在進んでいる汚染土壌の処理は粛々として進めていただきたい。それをどこまで進めるかというのは、次の段階だと思うので、また皆さんの忌憚のないご意見をいただいて進めたい。ただ、先ほど言ったように、この議事録を早く整理して、管理委員会に上げていただきたい。管理委員会の席上では、はっきり言って、住民会議の皆さんが今のような意見はなかなか出しにくいと思うので、むしろ、今の議事録で豊島の人たちの意見という形で管理委員会に出させてもらいたいと思っている。今日は、久しぶりに議論らしい議論をしたのだが、何か他に意見があれば。

○住民側

- ・多分、管理委員の先生方にも、事前に資料が配られると思う。その時に、議事録も一緒に配っていただきたい。10月7日、12月1日、1月13日、2月2日と4回、排水・地下水等対策検討会があって、必ず駄目だということを言っているはずだ。なぜ駄目かということも言っているから、議事録に載っているはずだ。配っておいてほしい。

○岡市会長

- ・分かった。議事録を配るのは、難しいことではない。議事録の中身の議論が難しいということだ。3月の管理委員会までには、当然、議事録ができると思うので、豊島の人たちにもご覧いただいて、管理委員会の傍聴に参加していただきたいと思う。それでは、今日、皆様のご意見を非常に貴重なものとして受け止めているので、これで終えたいと思う。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成25年3月7日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 石 田 正 也

協議会員 和 田 光 弘